

## 鮭川村農業次世代人材投資資金交付要綱

### 第1 趣旨

次世代を担う農業者となることを志向する者（以下「交付対象者」という。）に対して経営開始型の農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。

本事業の実施にあたっては、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、山形県農業次世代人材投資（経営開始型）事業補助金交付要綱に定めるもののほか、本要綱に定めるところによる。

### 第2 交付要件等

1 村は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で資金を交付する。

(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下「基盤強化法」という。）第20条に基づく広告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく広告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの及び特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

(4) 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料（国実施要綱別紙様式第2号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると村長に認められること。交付対象者は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると村長が認めた根拠及び考え方を整理し、村から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。
- (6) 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱に定める実質化された人・農地プラン等をいう。)に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。)
- (7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、かつ、原則として国実施要綱別記3に掲げる農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。
- (8) 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワークに加入していること。
- (9) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、または加入することが確実と見込まれること。
- (10) 第3の1の青年等就農計画等の承認申請時において、前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
- (11) 農業経営を開始する作目について、国実施要綱別記1の第5の1の(1)で定める要件と同等の研修を受けること。
- (12) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (13) 平成27年4月以降に農業経営を開始した者であること。

## 2 交付金額及び交付期間

- (1) 資金の額は、経営開始初年度は、交付期間1年につき1人あたり国からの資金150万円に村からの資金50万円を加えた年間200万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得(農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く。以下同じ。)を減じた額にそれぞれ3/5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は国からの資金150万円に村からの資金50万円を加えた年間200万円を交付する。また、交付期間は最長5年間(平成30年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで)とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、2の(1)の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

ウ 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

(3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限り。)に交付期間1年につきそれぞれ2の(1)の額を交付する。

なお、経営開始後5年以上経過している農業者(当該農業者が2の1の交付を受けている場合は、その5年度目を超えている農業者)が法人の役員に1人でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(4) 前1号から3号により農業経営を開始し、村内に住所を有さない場合は、村からの資金を加えない各号の規定による額とする。

3 次に掲げる事項に該当する場合、村は資金の交付を停止する。

(1) 1の要件を満たさなくなった場合。

(2) 農業経営を中止した場合。

(3) 農業経営を休止した場合。

(4) 第3の6の就農状況報告を行わなかった場合。

(5) 第4の5の就農状況の現地確認等により、「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと村が判断した場合(例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業従事日数が一定(年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合、村から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など)。

(6) 国実施要綱別記1の第11の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

(7) 第4の6の中間評価によりC評価相当と判断された場合。

(8) 交付対象者の前年の総所得が350万円以上であった場合(その後、350万円を下回った場合は、翌年から交付を再開することができる。)

4 次に掲げる要件に該当する場合、交付対象者は資金を返還しなければならない。

ただし、(1)又は(3)に該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として村が認めた場合は、この限りでない。

(1) 3の(1)から(6)までに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。

(2) 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。

- (3) 交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第3の6の（3）の手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者及び第4の6の中間評価によりC評価相当とされた者を除く。

### 第3 交付対象者の手続

#### 1 青年等就農計画等の承認申請

資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、村に承認申請する。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、村に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第4の12のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

#### 2 青年等就農計画等の変更承認申請

1の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更承認を申請する（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）。

#### 3 交付申請

1の承認を受けた者は、交付申請書（国実施要綱別紙様式第19号）を作成し、村に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、申請の対象は、平成31年4月以降の農業経営とする。

#### 4 交付の中止

資金の交付を受けた者（以下「資金交付対象者」という。）は、資金の受給を中止する場合は村に中止届（国実施要綱別紙様式第6号）を提出する。

#### 5 交付の休止

(1) 資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は村に休止届（国実施要綱別紙様式第7号）を提出する。

(2) (1)の休止届を提出した資金交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届（国実施要綱別紙様式第20号）を提出する。

(3) 資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、(2)の経営再開届と合わせて2の手続に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第2の2の(2)に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

#### 6 就農報告等

##### (1) 就農状況報告

資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（国実施要綱別紙様式第9-1号）を村に提出する。

また、交付期間終了後5年間（（3）の手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（国実施要綱別紙様式第9-1号-1）を村に提出する。

なお、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（国実施要綱別紙様式第21号）を提出する。

#### （2）住所等変更報告

資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（国実施要綱別紙様式第12号）を村に提出する。

#### （3）就農中断報告

資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に交付主体に就農中断届（国実施要綱別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（国実施要綱別紙様式第16号）を提出する。

#### （4）離農届

資金交付対象者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（国実施要綱別紙様式21号）を村に提出する。

### 7 返還免除

資金交付対象者は、第2の4の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（国実施要綱別紙様式第18号）を村に提出する。

### 8 申請窓口

人・農地プランの策定市町村が資金交付対象者の居住市町村と異なる場合は、両市町村で調整の上、村から交付することができる。

## 第4 村の手続等

### 1 青年等就農計画等作成への助言及び指導

村は資金の交付を受けようとする者が青年等就農計画等を作成するに当たっては、当該者に対し、都道府県普及指導センター等の関係機関、12のサポート体制の関係者等と協力して、青年等就農計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

### 2 青年等就農計画等の承認

村は、資金の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第2の1の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関や12のサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

### 3 青年等就農計画等の変更の承認

村は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、1の手続に準じて、承認する。

#### 4 資金の交付

資金の交付申請を受けた村は、申請の内容が適当であると認めた場合は予算の範囲内で資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、村の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

#### 5 就農期間中の確認

##### (1) 就農状況の確認

就農状況報告を受けた村は、12のサポートチームを中心に、都道府県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、12のサポートチームを中心に、都道府県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な指導を行う。

確認は、就農状況確認チェックリスト（国実施要綱別紙様式第17号-1号）を使い、以下の方法により行う。

##### ア 資金交付対象者への面談

- (ア) 営農に対する取組状況
- (イ) 栽培・経営管理状況
- (ウ) 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- (エ) 労働環境等に対する取組状況

##### イ 圃場確認

- (ア) 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- (イ) 農作物を適切に生産しているか

##### ウ 書類確認

- (ア) 作業日誌
- (イ) 帳簿
- (ウ) 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

##### (2) 就農中断者の確認

村は、資金交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、交付主体は就農中断届の提出のあった資金交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

#### 6 交付対象者の中間評価

村は、資金交付対象者の交付期間2年目が終了した時点で、当該資金交付対象者の中間評価を実施する。

中間評価は、以下の方法により行う。

##### (1) 評価会の設置

村は、12のサポートチーム、都道府県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者で構成する評価会を設置する。

## (2) 評価方法

村は、農業経営基盤強化促進基本構想の考え方や2の審査の観点等を参考に評価項目、評価基準を設定し、評価会において就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、原則として面接により実施し、(3)の評価区分のうち該当するものに決定する。

## (3) 評価区分

評価区分は、原則としてA(良好)、B(やや不良)、C(不良)の3段階とする。

## (4) 評価結果の取り扱い

村は、A評価相当の交付対象者については、引き続き交付を継続する。なお、A評価相当の交付対象者のうち希望する者については、第5の経営発展支援金を交付する。また、B評価相当の者については、サポートチームを中心とした重点指導の対象者として認定し、1年間、重点指導を行いつつ交付を継続し、再度、中間評価に準じた評価を行う。C評価相当の者については、資金の交付を中止する。

## 7 交付の中止

村は、資金交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第2の3の(1)、(2)若しくは(4)から(7)までのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。また、第5の経営発展支援金の交付を受けた者については、交付3年目以降の交付を中止する。

## 8 交付の休止

- (1) 村は、資金交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。
- (2) 村は、資金交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができるかと認められる場合は、資金の交付を再開する。

## 9 返還免除

村は、資金交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第2の4のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

## 10 申請窓口

人・農地プランの策定市町村が資金交付対象者の居住市町村と異なる場合は、両市町村で調整の上、村から交付することができる。

## 11 交付情報等の登録

村は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。なお、村、国及び全国農業委員会ネットワーク機構等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、国実施要綱別紙様式第22号により適切に取り扱うものとする。

## 12 サポート体制の整備

村は、平成29年度以降の新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式

会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。また、同体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（サポートチーム）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。

サポートチームは、原則として10月と4月の年2回、交付対象者を訪問し、経営状況の把握及び諸課題の相談に対応し、サポートチーム活動記録（国実施要綱別紙様式第17号-4号）を取りまとめるものとする。

また、6の中間評価においてB評価相当とされた者に対し、評価結果を踏まえた重点指導案を取りまとめ、翌年1年間、指導を行うものとする。

### 1.3 農業共済等の積極的活用

村は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

## 第5 経営発展支援金事業

### 1 交付対象者

第4の5の中間評価でA評価相当とされた者のうち、経営発展支援金（以下「支援金」という。）の交付を希望する者。

### 2 交付の手續

- (1) 支援金の交付を希望する者は、経営発展支援金交付申請書（国実施要綱別紙様式第2号の別添8。以下「申請書」という。）を村に提出する。
- (2) 村は、申請書の内容を審査し、交付対象者のさらなる経営発展につながる取組であると認める場合は、承認し、審査結果を交付対象者に通知するとともに、支援金を交付する。
- (3) (2)の承認を受けた交付対象者が、承認された内容を変更する場合は、変更した交付申請書を村に提出する。
- (4) 村は、支援金交付申請書の変更があった場合は、(2)に準じて承認する。
- (5) 交付対象者は、承認された内容を実施し、事業完了（取組終了）後1か月以内又は該当事業年度の3月末日までに経営発展支援金実績報告書（国実施要綱別紙様式第2号の別添8。以下「実績報告書」という。）を提出し、承認を得る。
- (6) 村は、(5)の実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行う。

### 3 交付額

2の(2)で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額とし、交付対象者が交付3年目に経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内の額とする。

### 4 支援対象期間

- (1) 支援対象期間は最長1年間とする。
- (2) 支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合、交付対象者は年度内に一度、2の(3)の実績報告、交付主体は2の(4)の精算を行うも



のとし、交付対象者は翌年度に再度、2の(1)の交付申請を行うものとする。

## 5 その他

交付対象者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。

## 第6 その他

- 1 村は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。
- 2 村は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。
- 3 村は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することができる。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱の一部改正は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱の一部改正は公布の日から施行し、平成27年2月6日から適用する。ただし、施行日前までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。

この要綱による改正前の鮭川村青年就農給付金給付要綱に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、国実施要綱附則によるものとする。

### 附 則

この要綱の一部改正は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、施行日前までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。また、改正前の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。

この要綱による改正前の鮭川村青年就農給付金給付要綱に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、国実施要綱附則によるものとする。

この要綱による改正前の鮭川村青年就農給付金給付要綱に基づき給付を受けている者が、この要綱の改正後に第2の2の(1)に規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同要綱の同規定の適用を受けるものとする

### 附 則

この要綱の一部改正は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、施行日前までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。

### 附 則

この要綱の一部改正は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。なお、改正前の要綱の規定に基づき実施している事業に対する要綱の適用は、なお従前の例に

よるものとする。ただし、改正後の第2の3の(5)、第4の4別紙様式第17号-1号については、改正後の要綱を適用するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱の一部改正は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の鮭川村農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第2の2の(1)、第3の6の(1)及び(4)、第4の5の(1)のウの(ウ)、第5、別紙様式第2号の別添8、別紙様式第9-1号、別紙様式第9-1号-1、別紙様式第17号-1号、別紙様式第17号-4号、別紙様式第19号、別紙様式第21号については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。